

## 1. 議事日程

〔平成26年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

平成26年12月 9日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  |
| 日程第4  | 議案第77号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  |
| 日程第5  | 議案第78号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例                                  |
| 日程第6  | 議案第79号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例                                     |
| 日程第7  | 議案第80号 第2次安芸高田市総合計画基本構想について   |
| 日程第8  | 議案第81号 工事請負契約の変更について【安芸高田市有線放送設備撤去工事】   |
| 日程第9  | 議案第82号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例  |
| 日程第10 | 議案第83号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 日程第11 | 議案第84号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例                                   |
| 日程第12 | 議案第85号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例  |
| 日程第13 | 議案第86号 安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例  |
| 日程第14 | 議案第87号 財産の無償譲渡について【旧横田診療所（建物）】  |
| 日程第15 | 議案第88号 財産の無償貸付について【旧横田診療所（土地）】  |
| 日程第16 | 議案第89号 市道の路線認定について  |
| 日程第17 | 議案第90号 市道の路線廃止について  |
| 日程第18 | 議案第91号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）   |
| 日程第19 | 議案第92号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第20 | 議案第93号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第21 | 議案第94号 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第22 | 議案第95号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  |
| 日程第23 | 議案第96号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                                    |
| 日程第24 | 議案第97号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第  |

- 2号)
- 日程第25 議案第98号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第99号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第100号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第101号 平成26年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	塚本近	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

6番	石飛慶久	7番	児玉史則
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	浜田一義	副市長	沖野文雄
教育長	永井初男	総務部長兼総務課長	杉安明彦
企画振興部長	武岡隆文	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	中元寿文	産業振興部長	清水勝
建設部長兼公営企業部長	西原裕文	教育次長	叶丸一雅
消防長	久保高憲	会計管理者	広瀬信之
八千代支所長	河野雄二	美土里支所長	高本修
高宮支所長	中谷文彦	甲田支所長	秋重正義
向原支所長	神岡眞信	財政課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	外 輪 勇 三	事務局 次 長	近 永 義 和
総 務 係 長	森 岡 雅 昭	専 門 員	大 足 龍 利



午前10時00分 開会

- 藤井議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
さきの第1回臨時会において選任いたしました、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されておりますので、御報告いたします。  
総務企画常任委員長に石飛慶久君、同副委員長に玉井直子さん、文教厚生常任委員長に前重昌敬君、同副委員長に久保慶子さん、産業建設常任委員長に大下正幸君、同副委員長に秋田雅朝君、予算決算常任委員長に金行哲昭君、同副委員長に秋田雅朝君、議会運営委員長に児玉史則君、同副委員長に穴戸邦夫君、以上でございます。  
その他の件については、議会事務局長より報告をいたさせます。  
外輪事務局長。

- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会の説明員として出席する者の職氏名の一覧が提出されております。お手元に写しを配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、6番石飛慶久君、及び7番 児玉史則君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

- 児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会の報告をいたします。  
平成26年第4回定例会の運営につきまして、12月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月22日までの14日間といたします。議事の都合により、12月10日並びに、12月12日から12月21日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、議案25件の計26件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第91号から第101号までの11件につきましては、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。また、議案第83号、第84号及び第86号は文教厚生常任委員会へ、議案第89号及び第90号は、産業建設常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、6人から通告がありましたので、1日間の日程といたし、通告順に、12月11日を6人といたします。

以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は14日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって会期は14日間と決しました。

(動議の声あり)

○藤井議長 12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 このたびの正副議長選挙に提出しております異議申立書に関して、日程に追加して直ちに審議することの動議です。

○藤井議長 暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま宍戸邦夫君から動議が提案されました。これは、異議申立書という動議でございましたけれども、本会議の議会運営における案件とは取り計らいをしがたい部分がございます。したがって、明確な動議の案件でなければ却下をしたいと思います。御意見ありますか。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これは緊急にこの異議申立書を出しておりますし、市民の不安も大きいということから、直ちに審議することの動議です。よって、異議申立書は既に提出しておりますし、これは成立すると思っております。

○藤井議長 どういった中身の審議をされるわけですか。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 このたびの提案理由を申し上げれば一番いいんですけども、ちょっと長くなりますが、その提案理由を朗読させていただければ、よくわか

られると思います。

○藤井議長 動議ということをよく御理解をいただきたいと思います。この議場において、議場の議会運営に当たることの明確な理由を持って動議をなされるということが本来の動議でございます。

したがって、異議申立書とかいうことはそれ以外の案件に当たりますので、適切なその動議とは受けとめられないわけでございます。

したがって、今申し上げましたように、議会運営に関する案件に該当しないということで、却下をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○藤井議長 日程第3、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成26年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方、御多用の中、御参集賜りありがとうございます。

このたびの定例会では、人事案件議案及び補正予算関係議案の26件を提出いたしております。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である美土里町の藤井敏法委員の任期が、本年8月31日をもって満了したことから、後任候補として寺川壽久さんを推薦するものであります。

寺川壽久さんは昭和48年から平成23年まで教職を務められ、特に子どもたちの人権問題に対する深い理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただけの方として、人権擁護委員に適任であると判断し推薦するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。これより、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第77号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第5 議案第78号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第79号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第4、議案第77号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件から、日程第6、議案第79号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第77号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告及び広島県人事委員会の勧告並びに県内他市の状況を踏まえ、本市職員の給与に関する条例等について、所要の改訂を行うものであります。

次に、議案第78号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第77号と同様に、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との格差を是正するため、一般職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を、常勤の特別職においても適用するため、所要の改訂を行うものであります。

次に、議案第79号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第77号並びに議案第78号と同様に、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との格差を是正するため、一般職及び常勤の特別職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を、市議会議員においても適用するため、所要の改訂を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 それでは、議案第77号から議案第79号までの3議案について、要点の御説明を申し上げます。

3議案に共通します説明資料を提出いたしておりますので、まずそちらの説明からさせていただきます。説明資料の1ページをお開きください。

今回の3議案の条例改正につきましては、基本的には平成26年の人事院勧告に基づくものでございます。上段の枠内にはその人事院の給与勧告の意義と役割について記述をしております。

その2にありますように、勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであること。能率的な行政運営を行う上での基盤であると位置づけられていること。

次に、本市の取り扱いについて下段の枠内に整理をしております。

地方自治体公務員におきましては、国の人事院にかわる機関として、人事委員会が設置されることとなりますが、本市は人口規模からこれに該当しないため、人事委員会の機能は市長が行うこととされております。このとき、本市の給料表は、国家公務員の俸給表を準用していることから、給与設計は人事院勧告及び勧告に基づき法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的であると考えております。

なお、給与決定に当たっては、地方公務員法にも4つの原則がうたわれておりまして、情勢適応の原則、職務級の原則、均衡の原則、条例主義、これらのことを考慮することとされています。

2ページをお願いいたします。

本年の人事院勧告の具体的な内容でございます。枠内に整理をしておりますように、基本的には民間給与との比較の中で、まず月例給について、格差1,090円、平均これは0.27%に該当しますが、これを解消するための俸給の改正を行うこと。

次に、通勤手当で使用距離の区分に応じて、100円から7,100円までの幅で引き上げを行うこと。

次に、期末・勤勉手当で、支給月数を0.15月引き上げ、4.1月に改定すること。なお引き上げ分は、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分すること。

以上が、本年勧告の内容の一部となっております。

次に、3ページからは、本市の取り扱いについて説明をしたものでございます。

月例給では、行政職及び消防職について、若年層に重点を置きながら、先ほどの格差1,090円に相当する平均で0.27%の引き上げを行うよう、給料表の改正を行うこととしております。なおこの措置は、任期付職員にも適用することとしております。

次に、通勤手当につきましては、表のとおり使用距離に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げることとしております。



次に、4ページには、期末・勤勉手当についての取り扱いについて記述をしております。最初に、行政職・消防職の場合の支給月数につきましては、支給月数を0.15月引き上げ、現行3.95月を4.1月とする改正でございます。

表の説明は、平成26年度では既に6月期の勤勉手当の支給が終了しておりますので、引き上げ分の0.15月は12月期のみに加算し、27年度以降は下の表のとおり引き上げ分の0.15月を6月、12月期の勤勉手当にそれぞれ均等に振り分ける内容でございます。いずれにしましても、総支給月数は4.1月以内となります。

次に、再任用職員の場合は、支給月数を0.05月引き上げ、現行2.1月を2.15月とする改正でございます。表の説明は先ほどと同様でございます。

次に、任期付職員の場合は、支給月数を0.15月引き上げ、現行2.95月を3.1月とする改正でございます。表の説明は先ほどと同様でございます。

次に、常勤の特別職及び市議会議員の場合は、行政職と同様に支給月数を0.15月引き上げ、現行3.95月を4.1月とする改正でございます。表の説明は先ほどと同様でございます。

5ページをお願いいたします。

これらの改正の実施時期につきましては、月例給及び通勤手当の改正を26年の4月、期末・勤勉手当の改正は公布の日から。ただし、平成27年度以降は27年の4月1日から実施をするものでございます。

なお、合併以降の人事院勧告の状況及び行政職の月例給構成の状況の表につきましては、御参照をいただきたいと思います。

次に、議案書の説明をいたします。

議案第77号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、こちらの2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページには、通勤手当の改正の内容を示しております。右が改正前、左が改正後となります。

次に、3ページ、第29条第2項、勤勉手当の改正は、第1号で行政職と消防職を、第2号で再任用職員の支給月数をそれぞれ引き上げる内容でございます。

附則の第15号の説明は、現在55歳以上の職員の給与月額を1.5%減額しております関係から、このたび勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げるに当たっても、総額では1.5%を減額したものを勤勉手当の総額とする旨を定めるものでございます。

次に、4ページから7ページまでは、行政職の給料表で、若年層に重点を置きながら、平均で0.27%を引き上げる内容の改正でございます。

次に、8ページから12ページまでは、消防職の給料表で、先ほどの行政職と同様の引き上げを行う内容でございます。

次に、13ページの第2条及び、15ページ、16ページの第4条の改正は、

平成26年度で0.15月引き上げた勤勉手当を、平成27年度以降で6月期と12月期に引き上げ分を均等に振り分けるための改正となります。

次に、14ページの下段から15ページの中段下までは、任期付職員に係る改正の内容で、第7条は給与月額を引き上げを行うもの、第8条では期末手当の支給月数の引き上げを示す内容となっております。

最後の16ページ下段から17ページ上段の附則の説明は、それぞれの改正の時期を説明する内容となっております。

続きまして、議案第78号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の議案書のほうで説明を申し上げます。

1ページ下段から2ページ上段までの4条の改正は、期末手当の支給月数を12月期で0.15月引き上げる内容でございます。

次に、2ページ下段から3ページ上段の第4条の改正は、施行期日を平成27年4月1日とするもので、平成26年度の12月期を対象に引き上げた0.15月分を6月期と12月期に均等に割り振る内容の改正でございます。

3ページの附則の説明は、それぞれ改正時期等を説明する内容となっております。

次に、議案第79号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、議案書をもとに要点の説明を申し上げます。

1ページ下段から2ページ上段までの6条の改正は、期末手当の支給月数を12月期で0.15月引き上げる内容でございます。

次に、2ページ下段から3ページ上段の第6条の改正は、施行期日を平成27年4月1日とするもので、平成26年度の12月期を対象に引き上げた0.15月分を6月期と12月期に均等に割り振る内容の改正でございます。

3ページの附則の説明は、それぞれの改正の時期等を説明する内容となっております。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 議案番号は3件関連しますので、説明書に対して質問をしたいと思えます。

3ページの人事院勧告に基づいて市長が判断をするという、そういった概略の説明がありました。この3ページの人事院勧告の中身を見ますと、民間給与との比較ということで、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所の約50万人を対象に、平成26年4月分について調査をしたと。約1万2,400事業所を対象に給与改定や諸手当の支給状況について調査をしたとあります。これは人事院勧告ですから、広範囲の視点だというふうに思うんですね。

そこで、我々の議員報酬にもかかわってくることでありますので、この中山間地域、とりわけ安芸高田市周辺を含めてどういった状況であるかというふうなことも加味をされた判断をされておるのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

沖野副市長。

○沖野副市長 御質問の趣旨は、この中山間地域の地場産業との格差を視野に入れておるかという内容だろうと思います。

実は、国家公務員の給与は、平成18年までは全国一律に決めておられました。全国一律でありますので、表現が悪いかも知れませんが、いわゆる北海道、東北のほうは国家公務員より民間のほうが給料が低いという実態がありました。片や、東京、大阪、大都市は、公務員より民間企業の給与水準が高いところといった課題があったわけです。これを整理するために、平成18年に民間の低い地域との格差、4.8%ありましたが、これを一律4.8%に引き下げたわけです。その4.8%の原資を持って、昔は大都市に勤務する手当を今度は地域手当という形で、その減資をもって大都市に勤務するものに振り分けたわけでございます。

したがって、平成18年の時点で既に民間の給与が低い地域との格差の是正を図っておると、こういった考えを持っております。いわゆる民間企業の低いところに合わせておるという国の制度をそのまま取り入れておりますので、安芸高田市の職員につきましても民間企業との給与格差の是正を図っておるものと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案3件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論あり)

○藤井議長 一括討論の議案でございますので、個別に討論、採決を行いたいと思います。

まず、議案第77号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第78号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第78号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第79号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

討論がありますので、まず反対討論の許可をいたします。

1番 玉重輝吉君。

○玉重議員 私は、議案第79号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」で、現在の安芸高田市議会は、市民の期待・負託に十分応えているとは言えず、また当市の財政状況から考慮しても、議員の報酬は現時点で引き上げるべきではないと考え、私の反対討論といたします。

○藤井議長 以上で、反対討論を終わります。次に、賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認めます。次に、反対討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第79号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第80号 第2次安芸高田市総合計画基本構想について

○藤井議長 日程第7、議案第80号「第2次安芸高田市総合計画基本構想について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第80号「第2次安芸高田市総合計画基本構想について」、提案理由の御説明を申し上げます。

現行の総合計画の計画期間の終了に伴い、平成27年度から新たにスタートする、第2次安芸高田市総合計画を策定するに当たり、その基本構想に係る部分について、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 武岡隆文君。

○武岡企画振興部長 議案第80号「第2次安芸高田市総合計画基本構想について」、要点の御説明を申し上げます。

本件につきましては、既に11月20日の議会全員協議会で御説明をさせていただいておるところでございます。御承知いただきますように、現行の総合計画期間の満了に伴いまして、平成27年度から新たにスタートする第2次安芸高田市総合計画の基本構想の部分につきまして、議会の議決を得るものでございます。

合併後、こんにちまで現行の総合計画により、6町の速やかな一体化を推進するとともに、それぞれの地域の個性を生かした新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るよう、取り組みを進めてまいりました。

合併後10年が経過する中で、予想を上回る人口減少、少子高齢化の進展や自然災害の脅威による安全・安心意識の高まり、また経済規模の縮小による地域活力の低下などの社会情勢の変化から、これまで培ってまいりました地域振興組織を中心とする協働の取り組みや、自助・共助・公助の支え合いの考え方が今後ますます必要不可欠なものとなってまいりました。

新たな基本構想は、これまでの取り組みや考え方を基底に据え、「人がつながる田園都市 安芸高田」を将来像とし、その実現に向け、「人が集い育つまちづくりへの挑戦」、「安心して暮らせるまちづくりへの挑戦」、また「地域資源を生かしたまちづくりへの挑戦」の3つの挑戦を掲げ、今後一層厳しさを増すことが予想される市政運営に取り組むこととして取りまとめてまいりました。

以上で要点の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 金行哲昭君。

○金行議員 まず市長にお聞きします。第2次安芸高田市総合計画基本構想、私もこの会議を傍聴させていただいて、非常に熱心にいろいろと議論をされていたというのを感じております。

まず市長、答申されて御感想と市長の思いをお聞きしたいんですが。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この第2次安芸高田市の総合計画におきましては、第1次と違うのは、民間活力の導入とか、そういうものをこれから取り入れていきたいと。

それから、私が平素申しています市民総ヘルパー構想とか、こういう市民の力をちゃんと構想の中に盛り込んでいきたいと。こういう大きな視点から第1次とは違っております。

自助・共助・公助といいますが、市民の方々からすれば、ややもすれば、公助の部分だけの行政だったわけですが、自助、市民の方が協力している分野を強調しているつもりでございます。そのためには、我々みずからが、市民にとって「ああ、市役所変わったな」と、「ちゃんと始末してるな」とか「ちゃんと考えてやってる」という思いを持ってこういうことをやっていますので、これから構想をうまく計画・実施するためには、市民の自助的な助けが必要だと思います。

幸い、市民の方々でそういう方向性に賛同する方もたくさん出てきておられますので、私は必ずこの構想をもって次の安芸高田市の少子高齢化に耐え得るんじゃないかと。できれば、先般、知事会で出ましたように、限界集落にならんように、この構想をもって市民とともに歩んでいきたいと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号「第2次安芸高田市総合計画基本構想について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第81号 工事請負契約の変更について【安芸高田市有線放送設備撤去工事】

○藤井議長 日程第8、議案第81号「工事請負契約の変更について【安芸高田市有線放送設備撤去工事】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第81号「工事請負契約の変更について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成26年議案第47号により議決を得た安芸高田市有線放送設備撤去工事の請負契約を工事内容の変更により、契約額を368万4,960円減額することについて、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 武岡隆文君。

○武岡企画振興部長 それでは、議案第81号「工事請負契約の変更について」、お配りしております説明資料に基づきまして、要点の説明を申し上げます。

安芸高田市有線放送設備撤去工事は、平成26年3月から吉田町、美土里町、高宮町及び甲田町の4町の有線放送設備の撤去処分を進めてまいりました。

工事の完了見込みによりまして、事業費の精算を行い、現在の契約金額3億4,884万円から368万4,960円を減額いたし、3億4,515万5,040円に変更いたすものでございます。

主たる変更の概要でございますが、広島北部農業協同組合が組合員の希望者や地域のテレビ共聴組合に対し、木柱及び鋼管柱の譲渡を行い、その数量が確定いたしました。また、その数量の確定に伴い、電柱類の処分数量も確定をいたしましたところでございます。それらの増減に伴い、最終的な撤去電柱数量は7,563本となったものでございます。

次に、現地精査による変更でございます。安全費につきましては、当初見込んでおりました交通誘導員の配置計画に対し、市民の皆様の御協力や請負者の効率的な誘導員配置により、見込みよりも少ない交通誘導員の配置で作業ができたところでございます。このことにより、安全費を減じております。

また、現地精査により、既に運用を廃止しておりました有線の架空線が現地に当初見込み以上に残っていることが判明いたしましたことから、これらの架空線の撤去を合わせて行いましたことにより、架空線撤去作業が増加をいたしましたところでございます。

次に、関係者協議による撤去数量の変更でございます。旧美土里町役場は、美土里町域の有線放送設備が格納されておりました、この旧庁舎内で運用されてきましたが、今回の有線放送設備の廃止に伴い、旧庁舎の使用目的が終了いたしました。このことから、旧美土里町役場の解体工事の実施について財産管理課等と調整を行ってまいりましたが、本工事に含めて実施することについて作業工程における調整が可能となりましたことから、諸経費合算等により経済的な発注が可能となると判断をいたしまして、数量の増をさせていただきました。以上の数量の増減に

より、368万4,960円減額をいたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思ひます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第81号「工事請負契約の変更について【安芸高田市有線  
放送設備撤去工事】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9 議案第82号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する 条例

○藤井議長 日程第9、議案第82号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改  
正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第82号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条  
例」について、提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、児童福祉法第40条の規定に基づき運営しております、八千代  
町にございます刈田児童館と根野児童館、また、向原町にございます向  
原児童館を、国・県が推奨する「放課後子ども総合プラン」に基づく放  
課後児童クラブとして、平成27年4月より運営形態を変更することに伴  
い、「安芸高田市放課後児童クラブ条例」の一部を改正するものであり  
ます。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ  
ます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 それでは、議案第82号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改  
正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。  
本案は、八千代町の刈田児童館、根野児童館と、向原町の向原児童館



を、平成27年4月に放課後児童クラブとして運営形態を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

現在、安芸高田市の児童館は162名、放課後児童クラブは406名の児童が利用しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成に努めています。

近年、国・県の放課後児童対策は、放課後子ども総合プランの中で1学区に1放課後児童クラブ、及び放課後子ども教室設置を目標に掲げておりますが、安芸高田市の3児童館については設置管理条例上、児童館ということで、国・県の目標数値には含まれておりませんでした。しかしながら、安芸高田市の児童館は対象児童、運営内容も放課後児童クラブと何ら違いなく、国・県の計画に適合するものでございます。さらに、これまでも放課後児童クラブと同内容で運営してきたため、施設名の名称を変更いたしましても、児童、保護者に特段の負担をかけるものではございません。以上のことから、安芸高田市内の3児童館を放課後児童クラブへ統一するものでございます。

向原児童館につきましては、平成26年度中に向原小学校へ隣接する旧こぼと園舎に移転をする計画です。待機児童対策といたしまして、1階を向原児童クラブ、2階を第2児童クラブとして利用する予定にしております。

次に、条文について説明をいたします。お手元の資料の2ページをお開きください。

第2条につきまして、別表第1の表中、郷野児童クラブの次に刈田児童クラブ、安芸高田市八千代町勝田1647番地。次に、根野児童クラブ、安芸高田市八千代町上根1375番地。小田東児童クラブの次に、向原児童クラブ、安芸高田市向原町坂60番地の1。次に、第2向原児童クラブ、安芸高田市向原町坂60番地の1を追加するものでございます。

なお、附則において児童館条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番 先川和幸君。

○先川議員 向原の児童館が小学校の横に行くということで条例改正になっておりますけど、現在あります向原駅の3階ですか、そこが空き家になるということだと思っておりますが、その空き家対策についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 現在の児童館の跡地利用の関係での御質疑だと思います。

移転しました後の利用・活用ですが、現在関係課と調整をしておるところでございます。利用・活用につきましては、今後検討いたしまして、地元の方々と利用状況について検討いたしまして、活用方法を考えてい

きたいというふうに思っております。以上で説明を終わります。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

3つの児童クラブという形で新たに生まれるわけですが、全体の安芸高田市の児童クラブの運用、運営そういったものについては、総合的にはどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長

今回、児童館が児童クラブにかかわるということで、児童クラブにつきましては、現在の児童館同様、NPO法人「子育て応援隊かんがるー」に委託をしての運用を今検討しているところでございます。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第83号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

○藤井議長

日程第10、議案第83号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第83号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律「第3次地方分権一括法」の公布に伴い、これまで厚生労働省令で定めていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が、地方公共団体の条例へ委任されることとなりました。このため、このたび、新たに本条例を定めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第84号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

○藤井議長 日程第11、議案第84号「介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第84号「介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第83号と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律「第3次地方分権一括法」の公布に伴い、これまで厚生労働省令で定めていた、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準が、地方公共団体の条例へ委任されることとなりました。このため、このたび新たに本条例を定めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

この際、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第85号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第12、議案第85号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第85号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、出産育児一時金の見直しに伴う関係政令等の改正に伴い、出産育児一時金の見直しについて、本議案を提案するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 それでは、議案第85号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

お手元の説明資料、2ページの第5条をごらんいただきたいと思います。

本案は、出産育児一時金の支給について、本議案を提出するものです。

出産育児一時金は、出産時、国民健康保険被保険者の方に対し支給するもので、総額は42万円となっております。このたびの改正は、支給内訳の変更によるものでございます。現在の内訳は、出産したことによる一時金39万円と産科医療保障制度の加入医療機関等で出産時に保険料部分に相当する加算部分の3万円となっております。改正により、一時金は1万4,000円増額の40万4,000円となり、加算部分は1万4,000円の減額の1万6,000円となります。

加算部分につきましては、出産時に脳性麻痺になった小児に対する補償制度である産科医療保障制度の対象者が、制度創設時の見込みを下回ったことで多額の余剰金が発生しており、その余剰金を掛金の3万円に充当することで、加算部分を1万6,000円に減額するものとなりました。

また近年、平均的な出産費用が増額していることを考慮し、加算部分で減額した1万6,000円を一時金に増額し、出産に対する実質的な負担が増加がないように措置を講じるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第85号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する  
条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第86号 安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例

- 藤井議長 日程第13、議案第86号「安芸高田市保健センター条例の一部を改正する  
条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第86号「安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例」に  
ついて、提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、老朽化しております八千代保健センター、高宮保健センター、  
甲田保健センター及び向原保健センターを廃止させていただくこと、及  
び中央保健センターを安芸高田市保健センターに改め、指定管理者制度  
の導入をさせていただくことについて、本議案を提案するものでありま  
す。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
12番 宍戸邦夫君。
- 宍戸議員 この保健センター廃止にかかわる件でありますけれども、今現在、こ  
の保健センターでどういう事業が展開されておるのか、1つ1つ御説明を  
お願いしたいと思います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
福祉保健部長 中元寿文君。
- 中元福祉保健部長 現在の保健センターの利用状況について御質疑だと思いま  
す。まず、八千代保健センターについては、社協八千代支所が今現在入っ

て業務をしております。

甲田保健センターにつきましては、放課後児童クラブ及びシルバー人材センター甲田支所が利用されております。

高宮保健センターにつきましては、現在、佐々部診療所として利用されております。佐々部診療所につきましては、先般もお願いをしておりますが、現在、新しい土地への新規移転の話があがっております。

その他の施設利用に関しましては、当面、そのままの施設を維持する考えでおりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 今それぞれ活用しておられますけども、これが廃止されるということになりますと、その活動されておられる団体等の活動拠点というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

沖野副市長。

○沖野副市長 いわゆる保健センター条例に載っております施設は公の施設という解釈になります。公の施設は、市民の皆様がいつでもどこでも御利用いただけるというものですが、現実の利用の実態、あるいは施設の老朽化などで異なっておることから、一端廃止をいたしますが、これは公の施設から市が持っております普通財産に移るということをございますので、解体撤去する適切な財源が見つかるまでは、当面維持しながら現在の御利用の体系を維持していきたいと思っております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第87号「財産の無償譲渡について【旧横田診療所(建物)】

日程第15 議案第88号「財産の無償貸付について【旧横田診療所(土地)】

○藤井議長 日程第14、議案第87号「財産の無償譲渡について【旧横田診療所(建物)】」の件から、日程第15、議案第88号「財産の無償貸付について【旧横田診療所(土地)】」の件までの2件を一括して議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第87号「財産の無償譲渡について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、市北部の美土里・高宮地域で障がい者の方々が安心して生活していただくことを目指し、旧横田診療所の建物を、障害者グループホ

ームとして有効に利活用していただくため、地元の社会福祉法人たんぼぼへ無償で譲渡したく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

旧横田診療所の建物は、県道6号吉田邑南線沿いに位置しており、平成25年4月末に診療所を閉鎖しておりました。このたび、社会福祉法人たんぼぼより、障害者グループホーム設置に伴う旧横田診療所建物の無償譲渡の要望がなされております。

続いて、議案第88号「財産の無償貸付について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第87号と関連し、今回社会福祉法人たんぼぼへ譲渡する旧横田診療所の敷地が市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 それでは、議案第87号「財産の無償譲渡について」の要点の御説明を申し上げます。

お手元の説明資料をごらんください。

本案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するもので、無償譲渡する公有財産は、旧横田診療所の建物でございます。

所在地は、美土里町横田2014番地の1で、県道6号吉田邑南線沿いに位置しております。

建物の内容は、鉄筋コンクリート造平家の旧横田診療所150.22平米と、木造平家の医師住宅98.16平米でございます。両建物とも平成3年12月に建築されており、築23年を経過しております。

無償譲渡の相手方は、地元の社会福祉法人たんぼぼ理事長 三上正浩氏でございます。

譲渡理由は、同法人により、市北部の美土里、高宮地域での障害者の方々が安心して生活していただくことを目指し、障害者グループホームとして有効に活用させていただきたいとの要望の申し出がございましたので、本市の障害者福祉の充実と財産の有効活用に資するものと考え、地元の社会福祉法人たんぼぼへ無償で譲渡したく提案するものでございます。

続きまして、議案第88号「財産の無償貸付について」、要点の御説明を申し上げます。

本案は、議案第87号と関連し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するもので、無償貸し付けする公有財産の所在地は、美土里町横田2014番地の1で、面積は1,564平米の土地であります。借受人は、社

会福祉法人 たんぽぽ理事長 三上正浩氏で、貸し付け期間は、平成27年1月1日から平成56年12月31日までの30年間でございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

16番 金行哲昭君。

○金行議員 議案第87号についてお聞きします。  
財産無償譲渡の件ですが、あれはそのままを無償譲渡すると理解しておりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。またどこかを修理して譲渡するとか。私は、そのまま譲渡すると理解しておりますが、そこらはそういう理解でよろしいでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 議案第87号の建物の無償譲渡でございますが、現在のままで譲渡をさせていただきますというふうに考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案2件は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号「財産の無償譲渡について【旧横田診療所(建物)】」の件から、議案第88号「財産の無償貸付について【旧横田診療所(土地)】」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第89号 市道の路線認定について

○藤井議長 日程第16、議案第89号「市道の路線認定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。



○浜田市長 議案第89号「市道の路線認定について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案の整理番号1、小学校西原線支線は、新設予定の道の駅「(仮称)あきたかた」への連絡道として機能する路線であり、産直市場への出荷や加工品等資材搬入・搬出に必要な道路であります。また、地域振興施設側の駐車場にも直結しており、イベント等の開催時には資機材の運搬路として機能するものであります。

同じく整理番号2、新竹1号線は、地域高規格道路 東広島高田道路(向原吉田道路)正力工区の事業により、市道のつけかえが必要となった部分の延長97メートル、幅員4メートルから7.6メートルを市道認定するものであります。

同じく整理番号3、新竹2号線は、地域高規格道路 東広島高田道路(向原吉田道路)の正力工区の事業により、市道のつけかえが必要となった部分の延長145メートル、幅員4メートルから7.8メートルを市道認定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第90号 市道の路線廃止について

○藤井議長 日程第17、議案第90号「市道の路線廃止について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第90号「市道の路線廃止について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案の整理番号1、市道新竹線は、地域高規格道路 東広島高田道路(向原吉田道路)正力工区の起業地内にあるため、延長234.4メートルを廃止するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会

に付託して審査することにいたします。



- 日程第18 議案第91号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第92号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第93号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第94号 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第95号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第96号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第97号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第98号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第99号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第100号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第101号 平成26年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○藤井議長 日程第18、議案第91号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第28、議案第101号「平成26年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの11件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第91号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、5億2,937万9,000円を追加し、予算の総額を211億899万1,000円とするものであります。

次に、議案第92号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億6,874万3,000円を追加し、予算の総額を43億54万3,000円とするものであります。

次に、議案第93号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、6,629万4,000円を追加し、予算の総額を43億8,887万8,000円とするものであります。

次に、議案第94号「平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、208万3,000円を追加し、予算の総額を5,391万6,000円とするものであります。

次に、議案第95号「平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、6,875万円を減額し、予算の総額を3億4,240万6,000円とするものであります。

次に、議案第96号「平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、408万4,000円を追加し、予算の総額を4億3,767万4,000円とするものであります。

次に、議案第97号「平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、68万4,000円を減額し、予算の総額を4億2,723万5,000円とするものであります。

次に、議案第98号「平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1万3,000円を減額し、予算の総額を3億4,044万5,000円とするものであります。

次に、議案第99号「平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、39万5,000円を追加し、予算の総額を1,123万9,000円とするものであります。

次に、議案第100号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、700万2,000円を追加し、予算の総額を11億614万3,000円とするものであります。

次に、議案第101号「平成26年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の営業費用につきまして、32万1,000円を増額し、予備費を32万1,000円減額するものでござ

います。

予算第8条に定めた経費、職員給与費につきましては、32万1,000円を増額し、2,066万6,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案11件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。  
次回は12月11日午前10時に再開いたします。御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員